

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(助成金の交付対象)

第2条 島原半島ジオパーク協議会（以下「協議会」という。）は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を助成するものとし、当該助成の対象となる事業等（以下「助成事業」という。）の目的、助成事業の内容、助成金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 前条の助成金の交付を受けようとする者は、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付申請書（様式第1号）及び協議会が別に定める添付書類を協議会にその指定する期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第4条 協議会は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定（以下「交付決定」という。）するものとする。

- 2 協議会は、交付を決定する場合において、当該助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。
- 3 協議会は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(助成事業の変更、中止又は廃止)

第5条 助成事業者は、第1号に掲げる変更を行おうとするときは、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、第2号に掲げる中止又は廃止しようとする場合は、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を協議会に提出しなければならない。

- (1) 助成事業の内容の変更（協議会が別に定める軽微な変更を除く。）
- (2) 助成事業の中止又は廃止

2 協議会は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）又は島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第6条 助成事業者は、第4条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金

変更交付申請書（様式第7号）及び協議会が別に定める添付書類を協議会にその指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 協議会は、前項の申請があったときは、第4条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定変更通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

- 第7条** 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）又は第4条の交付決定に係る推進協議会の会計年度が終了したときは、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成事業実績報告書（様式第9号）及び協議会が別に定める添付書類を協議会にその指定する期日までに提出しなければならない。

（是正命令等）

- 第8条** 協議会は、助成事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に命ずることができる。
- 2 助成事業者は、前項の措置が完了したときは、第7条の規定に従って実績報告をしなければならない。

（額の確定）

- 第9条** 協議会は、助成事業の完了に係る第7条及び前条第2項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金額確定通知書（様式第10号）により当該助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求）

- 第10条** 協議会は、前条第1項の額の確定を行ったのち、助成事業者から提出される島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金請求書（様式第11号）により助成金を交付する。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払とすることができる。

（交付決定の取消し）

- 第11条** 協議会は、助成事業者又は、助成金を直接若しくは間接にその財源の全部若しくは一部とする給付金（以下「間接助成金」という。）の交付の対象となる事務若しくは事業（以下「間接助成事業」という。）を行う者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 助成金又は間接助成金を助成事業又は間接助成事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により助成金又は間接助成金の交付を受けたとき。

2 協議会は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 協議会は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 協議会は、第9条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 協議会は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行し、改正後の島原半島ジオパーク補助金交付要綱は、平成26年度の補助に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の島原半島ユネスコ世界ジオパーク補助金交付要綱は、令和2年度の補助に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付要綱は、令和4年度の助成に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付要綱は、令和6年度の助成に係る事業から適用する。

別表

区分	対象者	助成率	助成対象の範囲	助成金額の範囲
学術研究 奨励事業	大学生、大学院 生、研究者等	10/10	調査研究のための交通 費、宿泊費、事務費、 その他協議会が認める もの	グループ：1件あたり 上限20万円 個人：1件あたり 上限10万円

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付申請書

令和 年 月 日

島原半島ジオパーク協議会長 様

住 所
団体名（所属）
代表者名（氏名） 印
電話番号（ ） —
E-mail

令和 年度において 事業を下記のとおり実施したいので、助成金
円を交付願いたく島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付要綱第3条の規定に
より、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容及び経費区分（別記）

2 事業の着手予定年月日 令和 年 月 日
事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

- (注) 1 決算額欄の記入については予算額を上段に () 書きし、実績額を下段に記入する。
- 2 助成金の金額は、見込み額を記入する。
- 3 収支の計はそれぞれ一致する。

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定通知書

令和 年 月 日

（助成事業者名）様

島原半島ジオパーク協議会
会長 古川 隆三郎 印

令和 年 月 日付で申請のあった 事業に係る助成金については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- この助成金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は島原半島ユネスコ世界ジオパーク事業助成金交付申請書に記載のとおりとする。
- 事業に要する経費及び助成金の額は次のとおりとする。

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金の額	円
- 事業に要する経費の配分及びこれに対応する助成金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 助成事業者は、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付要綱に従わなければならない。
- この事業は、令和 年 月 日までに完了しなければならない。
- 助成金交付の条件は、前5項に定めるもののほか、次のとおりとする。

様式第3号（第5条関係）

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

島原半島ジオパーク協議会長 様

住 所
団体名（所属）
代表者名（氏名） 印
電話番号（ ） —
E-mail

令和 年 月 日付で交付決定のあった 事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業内容及び経費の区分

（別記：変更前を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。）

様式第4号（第5条関係）

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

島原半島ジオパーク協議会長 様

住 所
団体名（所属）
代表者名（氏名） 印
電話番号（ ） —
E-mail

令和 年 月 日付で交付決定のあった 事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 廃止予定年月日 令和 年 月 日
中止予定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

様式第5号（第5条関係）

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定内容変更承認通知書

令和 年 月 日

（助成事業者名） 様

島原半島ジオパーク協議会
会長 古川 隆三郎 印

令和 年 月 日付で変更申請のあった、 事業に係る助成金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 この助成金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 助成金交付の条件等については、上記のほかは、令和 年 月 日付の島原半島ユネスコ世界ジオパーク事業助成金交付決定通知書第3項から第6項までのとおりとする。

様式第6号（第5条関係）

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成事業中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日

（助成事業者名） 様

島原半島ジオパーク協議会
会長 古川 隆三郎 印

令和 年 月 日付で中止（廃止）申請のあった、 事業について
は、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

令和 年 月 日付で申請のあった事業は、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）する。

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金変更交付申請書

令和 年 月 日

島原半島ジオパーク協議会長 様

住 所
団体名（所属）
代表者名（氏名） 印
電話番号（ ） —
E-mail

令和 年 月 日付で助成金交付決定のあった

（ ） 円）

事業の内容を下記のとおり変更し、助成金 円の交付を受けたいので、承認願いたく島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付要綱第6条の規定により、申請します。

記

1 変更の理由

以下、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付申請書の様式に準じる。

（注）変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入する。

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定変更通知書

令和 年 月 日

（助成事業者名） 様

島原半島ジオパーク協議会
会長 古川 隆三郎 印

令和 年 月 日付で変更申請のあった 事業に係る助成金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

- この助成金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 変更後の事業に要する経費及び助成金の額は次のとおりとする。

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金の額	円
今回増(△減)額決定額	円
- 助成金交付の条件等については、上記のほか、令和 年 月 日付の島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定通知書第3項から第6項までのとおりとする。

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成事業実績報告書

令和 年 月 日

島原半島ジオパーク協議会長 様

住 所
団体名（所属）
代表者名（氏名） 印
電話番号（ ） ー
E-mail

令和 年 月 日付で交付決定のあった 事業を下
記のとおり実施したので、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付要綱第7条の
規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の内容及び経費区分（別記）

2 事業着手年月日 令和 年 月 日

事業完了年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

- (注) 1 決算額欄の記入については予算額を上段に () 書きし、実績額を下段に記入する。
- 2 助成金の金額は、見込み額を記入する。
- 3 収支の計はそれぞれ一致する。

様式第10号（第9条関係）

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金額確定通知書

令和 年 月 日

（助成事業者名） 様

島原半島ジオパーク協議会
会長 古川 隆三郎 印

令和 年度
たので通知します。

事業に係る助成金として下記のとおり確定し

記

1 確 定 額 金 円

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金請求書

金 円也

ただし、令和 年度 事業に係る助成金

助成金交付決定額	円 (概算払のとき)
助成金確定額	円 (精算払のとき)
既受領額	円
今回請求額	円

〈根拠〉 助成金交付決定通知 令和 年 月 日

助成金交付決定変更通知 令和 年 月 日

助成金確定通知 令和 年 月 日

上記のとおり、助成金を精算 (概算) 払いによって交付されたく、島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付要綱第 1 0 条第 1 項 (第 2 項) の規定により請求します。

令和 年 月 日

島原半島ジオパーク協議会長 様

住 所
団体名 (所属)
代表者名 (氏名) 印
電話番号 () —
E-mail

(添付書類)

島原半島ユネスコ世界ジオパーク助成金交付決定取消通知書

令和 年 月 日

（助成事業者名） 様

島原半島ジオパーク協議会
会長 古川 隆三郎 印

令和 年 月 日付で申請のあった
成金については、下記のとおり決定したので通知します。

事業に係る助

記

- 1 助成金額 円を取り消す。
- 2 事業に要する経費及び助成金の額は次のとおりとする。

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金の額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する助成金の額は、別記のとおりとする。

（取消しの理由）